

令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務特記仕様書

1. 適用

舟形町（以下「発注者」という。）が発注する、令和6年度舟形町町制施行70周年記念式典実施運営等委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

2. 業務の目的

本町が令和6年12月1日に迎える町制施行70周年を記念して、これまで70年の歴史を築いてこられた方々に感謝し、「町への想いを今後80年、90年、100年と未来へつなげていく」という機運を高めるため、記念式典を開催するものである。

3. 式典の概要

(1) 開催日時：令和6年10月27日（日）午前10時～正午

会場：舟形町立舟形小学校体育館

想定出席者：150人程度

(2) 内容

①記念地域映画「想いは未来へ」の上映

②表彰式

③式典のYouTubeライブ発信

④その他、受注者からの提案を踏まえ、発注者と協議し決定する。

4. 業務の内容

(1) 記念式典の運営等

①司会進行

②記念映画上映

③現場監督、式典会場内運営スタッフ

（受付、会場誘導、駐車場交通整理スタッフは発注者が対応）

④動画記録・当日配信

⑤当日のマニュアル、会場レイアウト、各スタッフの進行台本の作成

⑥設備用の電力確保、音響、照明

⑦舞台装飾、ステージ等看板、演出等

(2) その他

①イベント実施に必要な各種申請手続きに関すること。

②進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し配付すること。

(3) 特記事項

①記念地域映画「想いは未来へ」は発注者が提供する。

- ②記念地域映画の上映は、発注者が別に準備するLEDビジョン（250～300インチ程度）で上映すること。
- ③会場用備品は町所有備品を使用することができる。不足する物については協議のうえ準備を行う。
- ④記念品、記念式典の次第、当日席次等は発注者が準備し配布する予定。
- ⑤招待者への案内状発送等は発注者が行う予定。
- ⑤本仕様書に定めない事項であっても、町が必要と認め、指示する簡易な事項については、協議の上、実施すること。

(3) 成果品の納品

成果品	期限	納品方法
式典の内容等のわかる業務完了報告書	式典終了後、速やかに	PDFデータ（メールに添付またはCDに格納）

5. 委託期間

契約締結の翌日から令和6年11月22日（金）まで

6. 業務場所

舟形町立舟形小学校 山形県最上郡舟形町舟形 4560

7. 著作権について

- (1) 本事業により作成する一切の成果物の権利（著作権を含む）は全て舟形町に帰属するものとする。

8. 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより本業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。

9. その他

- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から

提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、不測の事態により本業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者が本業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。